

Ⅱ 調 査 結 果 利 用 上 の 注 意

- (1) この報告書は、上半期調査と下半期調査の結果を合算し、年間の結果としてとりまとめたものである。
- (2) この調査は、上半期（令和 5 年 1 月 1 日～6 月末日）及び下半期（令和 5 年 7 月 1 日～12 月末日）とも、調査対象事業所を期首（上半期 1 月 1 日、下半期 7 月 1 日）現在で固定し、その後 6 か月間における常用労働者の移動の状況を調査しているため、当該期間中に廃止又は新設された事業所における状況は含まない。
- (3) この報告書に掲載している統計表の令和 5 年 1 月 1 日現在の常用労働者数は、令和 4 年 12 月末日現在の状況について調査した常用労働者数である。
- (4) この調査の調査対象は、昭和 39 年は事業所規模 10 人以上であったが、40 年から事業所規模 5 人以上に拡大された。また昭和 44 年までの調査対象産業のサービス業は、日本標準産業分類「大分類 L サービス業」のうち「L 82、83 自動車整備等、その他の修理業、L 88 医療業」のみであったが、45 年から「L 76 家事サービス業、L 91 教育、L 96 在日外国公務」を除くサービス業に拡大された。なお、48 年より調査対象地域に沖縄県が含まれた。更に、平成 2 年以前は建設業の調査票様式が他の産業の調査票様式と異なっており、一般産業の集計に建設業が含まれていなかった。したがって、それぞれ変更以前と以降との数値は単純には比較できない。
- (5) この報告書の統計表の入職者・離職者には、同一企業内で異動（転勤）した者は含まない。
- (6) 統計表の数値は、百人未満を四捨五入した結果である。また、前職等の調査には「不詳」があり、合計にはこれらも含まれているので、表示されている数値の合計とは必ずしも一致しない。該当数字はあるが、表章単位に満たないものは「0.0」、当該数値のないものは「－」、表章することが不適当なものは「…」として表示している。なお、前年差（又は前年同期差）及び増減数は、表章単位の数値から算出している。
- (7) 入職者の前職等の状況（前職産業、職業、地域、従業上の地位及び前職雇用者について離職期間、前従業先の規模、転職理由、賃金変動状況）については、各期の調査実施時に在籍していた者についてのみ調査した数値である。
- (8) 昭和 46 年より、規模別表章は従来の規模区分から「官公営」を分離したが、統計表には表章しなかった。したがって規模計には「官公営」が含まれているため、内訳の数値の合計とは必ずしも一致しない。
- (9) 未充足求人に関する事項は「雇用動向調査附帯調査票」として別様式で実施してきたが、平成 11 年より事業所票の中に盛り込んだ。そのためこれまで「雇用動向調査附帯調査」としていた部分は、「未充足求人に関する事項」として掲載している。
- (10) 産業分類については、平成 30 年調査から平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づいている。

平成 21 年調査から平成 29 年調査までは、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づい

ている。このため、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業及びサービス業（他に分類されないもの）については改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なる。

平成 16 年調査から平成 20 年調査までは、平成 14 年 3 月改定の日本標準産業分類に基づいている。平成 16 年調査から調査の範囲に学校教育、社会教育等を加えており、平成 15 年調査以前の調査産業計の調査結果は、平成 16 年の調査以降と直接比較することはできないため、注意を要する。

平成 15 年調査以前の調査は、平成 5 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づいている。

- (11) 職業分類については、平成 23 年調査から平成 21 年 12 月改定の日本標準職業分類に基づき表章している。このため、改定前の職業分類とは分類範囲が大きく異なり、平成 22 年以前の調査結果と直接比較することはできない。
- (12) 東日本大震災の影響により、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定された市町村については調査の対象から除外し、除外した市町村分の標本については福島県内の他地域から補完した。（平成 23 年調査から平成 29 年調査まで）
- (13) 本調査は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画では、調査の範囲を大分類「宿泊業、飲食サービス業」を含む 16 大産業としているが、平成 30 年調査以前は、このうち小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査の範囲から除外していた。
- (14) 時系列の図について、平成 24 年以降は毎月勤労統計調査の不適切な事務処理を実施していたことに伴う再集計後の数値であるが、平成 23 年以前は再集計を行っておらず従前の公表値であるため、利用にあたっては注意を要する。
- (15) 令和 5 年下半期調査について、令和 6 年能登半島地震の影響により、石川県内 7 市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）において調査対象となった入職者及び離職者を調査対象から除外した。
- (16) 事業所規模 5 ～29 人の調査対象事業所については、令和 4 年調査以前は、毎月勤労統計調査の調査対象事業所名簿から抽出していたが、令和 5 年調査より、利用可能な最新の事業所母集団データベースから抽出するよう変更した。
- (17) 元号について、平成 31 年 1 月から令和元年 6 月までの半年間を表すときは、「令和元年上半期」、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間を表すときは、「令和元年」と表記している。
- (18) 報告書掲載の集計表について、疑問点等については厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室へ照会されたい。